

## 長野市障害者基本計画中間見直し（案）の市民意見募集（パブリックコメント）の内容を精査して修正した、主な部分の一覧表

| No | 計画目次                | 該当箇所   | 意見・提案等の概要  | 修正前   | 修正後  |
|----|---------------------|--|--|---|--|
| 1  | 第1章<br>権利・理解の促進     | 33 ページ<br>第1節 1-2 No. 25<br>【障害のある人にやさしいまちづくり事業 … 地域住民向け学習会の開催】<br>事業内容説明文 | 【障害のある人にやさしいまちづくり事業 … 地域住民向け学習会の開催】において、「心のバリアフリー」を推進するため、当事者・家族・支援者による体験発表を普及啓発として行って欲しい。 | 合理的配慮について、学習会等を・・・  | 合理的配慮について、 <u>当事者・家族・支援者による体験発表等を交えた、講演会、学習会等を・・・</u><br><br>文言の追加   |
| 2  | 第2章<br>相談・福祉サービスの充実 | 38 ページ<br>第1節 2<br>【身近に相談できる体制作り】<br>現状と課題の 文章<br>4 【ピアカウンセリングの充実】         | 【ピアカウンセリングの充実】の文章の記述を「身体障がい者を中心に」ではなく、三障がい対象のものに変更していただきたい。<br><br>[ 同様の意見 1件あり ]          | 障害者総合支援法の障害者相談支援事業の柱の一つとしてピア・カウンセリングが位置づけられています。 <u>長野市内では、毎年1回、身体障害者を中心にピア・カウンセリング講座を開催し、毎年10名余りの方の参加がありますが、当事者及び関係者へのピア・カウンセリングについての周知と理解は十分とはいえない状態です。</u> | 障害者総合支援法の障害者相談支援事業の柱ノーツとして <u>ピア・カウンセリングが位置づけられています。市は、毎年身体障害者を中心にピア・カウンセリング講座を開催しています。事業所において精神障害者のピアカウンセリング活動を行っているところもありますが、当事者及び関係者へのピア・カウンセリングについての周知と理解は十分とはいえない状態です。</u><br><br>文章の修正 |
| 3  | 第2章<br>相談・福祉サービスの充実 | 40 ページ<br>第2章 2-1 No. 10<br>【障害福祉サービスガイドの発行】<br>事業内容説明文                    | 長野市障害福祉サービスガイドの点字版、音訳版の作成が明記されていない。  | 発行部数を増やし、誰もが気軽に入手できる仕組み作りを・・・   | 発行部数を増やし、 <u>点字版の作成や、音声読み上げ対応版のホームページ掲載など、誰もが気軽に入手できる仕組み作りを</u><br><br>文言の追加   |
| 4  | 第2章<br>相談・福祉サービスの充実 | 42 ページ<br>第1節 2-1 No. 18<br>【心身障害者相談員設置】<br>事業内容説明文                        | 【心身障害者相談員設置】は、「身体に障害のある者の更生のため」とのことから身体障害者相談員と呼称を改めてはどうか。                                  | 身体に障害のある者の更生のために必要な援助を行っていきます。  | <u>心身に障害のある者の更生のために必要な援助を行っていきます。</u><br><br>文言の修正   |
| 5  | 第2章<br>相談・福祉サービスの充実 | 47 ページ<br>第2節 2-2 No. 25<br>【補助犬に関する事業】<br>事業内容説明文                         | 【補助犬に関する事業】の事業内容に「今後も、補助犬使用者の要望や相談を受け現状把握に努めながら、事業を継続していきます。」を加えることを要望する。                  | 補助犬の同伴や使用に関する苦情や相談に対応します。   | <u>補助犬使用者の要望や相談を受け現状把握に努めながら事業を行っていきます。</u><br><br>文章の修正   |

| No | 計画目次                                | 該当箇所   | 意見・提案等の概要   | 修正前  | 修正後   |
|----|-------------------------------------|--|---|--|---|
| 6  | 第3章<br>くらしの<br>充実                   | 64 ページ<br>第2節 3-2 No. 33<br>【障害者スポーツ振興事業】<br>事業名                           | 【障害者スポーツ振興事業(各種講習会、車いすマラソン、正会員の集い)】の「正会員の集い」の記述は、長野市障害者スポーツ協会の会員向け事業のため、削除してほしい。    | 【障害者スポーツ振興事業(各種講習会、車いすマラソン、 <u>正会員の集い</u> )】 | 【障害者スポーツ振興事業(各種講習会、車いすマラソン)】<br><br>タイトル文言の削除   |
| 7  | 第3章<br>くらしの<br>充実                   | 64 ページ<br>第2節 3-2 No. 37<br>【フロアーホッケー競技の推進】<br>事業内容説明文                     | 【障害者スポーツ振興事業】に「長野県フロアホッケー連盟と協力して」等の言葉を追加してほしい。                                      | 障害のある人のために、フロアホッケー競技の裾野を広げ、競技人口を増やします。       | 障害のある人のために、 <u>長野県フロアホッケー連盟と協力して</u> フロアホッケー競技の裾野を広げ、競技人口を増やします。<br><br>文言の追加   |
| 8  | 第5章<br>就労・日<br>中活動の<br>充実           | 94 ページ<br>第3節<br><br>【工賃アップ】<br>現状と課題の 文章                                  | P94の現状の課題について、そもそもなぜ工賃アップなのか？を問いた方が良いのではと思う。<br>工賃アップに関して無関心な事業者・管理者が、未だ少なくない現状がある。 |  | 項目追加…3【工賃アップの取り組み】 現状と課題<br><br>● 障害のある人が夢や希望をもって地域で自立した生活を送るためには、就労を通じた社会参加を実現することが重要です。就労継続支援事業所等の福祉的就労の場における工賃水準の向上を図り、経済的基盤を支える必要があります。<br>● 工賃実績は、残念ながら障害基礎年金の収入等を合わせても、障害のある人が地域で自立した生活をするための水準には届いていないことから、工賃をアップさせる必要があります。 |
|    |                                     | 94 ページ<br>第3節<br><br>【工賃アップ】<br>今後の施策の方向性の文章                               |   |  | 項目追加…3【工賃アップの取り組み】 今後の施策の方向性<br><br>● 長野市障害ふくしネットしごと部会と共同で、障害者就労施設の販売物品や受注可能な役務を取りまとめて長野市ホームページに掲載するなど、製品等の情報を発信します。<br>● 障害者就労施設からの物品等の調達を推進します。<br>● 長野市障害ふくしネットで、工賃アップのための研究や情報交換を行い、地域の工賃の底上げに取り組みます。                           |
| 9  | 第6章<br>ユニバー<br>サルデザ<br>インのま<br>ちづくり | 105 ページ<br>第1節 6-1 No. 13<br>【視覚障害者誘導用<br>ブロック(点字ブロック)<br>設置工事】<br>事業内容説明文 | ユニバーサルな街づくりの中で、「視覚障害者ブロック」という表現があるが、「視覚障害者誘導用ブロック」に統一した方がよい。                        | 視覚障害者ブロック設置工事を・・・                            | 視覚障害者誘導用ブロック設置工事を・・・<br><br>文言の修正   |